

15

報告第一二一號

飯塚市後藤寺町間乗合自動車（赤バス）労働争議

法財
協調會
福岡出張所

4

ける社員積立金に對しては之を承認せざるものに付同積立金に對しては責任を負はざるものとす。

（従業員側）徳田 鐵治 外十七名
（會社側）大塚 三代作
（立會人）田村 正三郎

法財
協調會
福岡出張所